

平成31年2月定例会 総務委員会（事前）

平成31年2月7日（木）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時25分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（提出予定議案，当初（骨格）予算案の概要，補正予算案の概要，説明資料，説明資料（その2））

- 議案第1号 平成31年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成31年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第20号 平成31年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第21号 平成31年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第22号 平成31年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第30号 職員の勤務時間，休日及び休暇に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 徳島県部等設置条例等の一部改正について
- 議案第33号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 徳島県行政財産使用料条例の一部改正について
- 議案第62号 包括外部監査契約について
- 議案第65号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第6号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 行政連携団体の地方創生・経営健全化指針（案）について（資料1）

木下経営戦略部長

2月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の1枚物ですが、平成31年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案66件及び報告2件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第27号まで及び第65号，第66号の29件，条例案が第28号から第55号までの28件，負担金議案が第56号から第58号の3件，契約議案が第59号の1件，その他の議案が第60号から第64号までの5件，報告につきましては第1号及び第2

号の2件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、平成30年度2月補正予算案及び徳島東警察署庁舎整備等PFI事業の特定事業契約の変更特定事業契約についてを、2月20日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

また、教育委員会教育長に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず予算案について御説明申し上げます。

お手元にお配りしております、平成31年度当初（骨格）予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、平成31年度当初予算は骨格予算として編成することとし、（1）人件費、扶助費及び公債費の、いわゆる義務的経費については、年間所要見込額を計上すること、（2）既に継続費や債務負担行為を設定している事業等、継続的な事業に要する経費については、年間所要見込額を計上すること、（3）年度当初の事業執行に支障を来さないようにすることとした上で、15か月型・県土強靱化予算の第3弾として、（4）あらゆる自然災害を迎え撃つ県土強靱化の推進に要する経費は積極的に計上するとともに、（5）最終年を迎える地方創生総合戦略の総仕上げに向けた施策展開など、年度当初からの実施が必要な重要課題への対応に要する経費については、十分配慮すること、以上の5点を基本に編成いたしました。

その結果、一般会計予算の総額は、2に記載のとおり4,844億2,800万円となり、前年度当初予算に対して99.4%の規模となっております。

なお、今後、6月補正予算において肉付け予算が編成され、今回の骨格予算と合わせて通年予算となります。

また、2ページと3ページには歳入・歳出の款別内訳表、4ページには性質別歳出予算内訳表、5ページには特別会計の状況を記載しておりますが、いずれも骨格予算編成時点での状況であり、空欄となっております6月（肉付け）補正予算の欄と合わせた通年予算として、改めて前年度との増減比較など、具体的な内容を御説明させていただきたいと考えております。

次に、お手元にお配りしております、平成30年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、国の補正予算に呼応し、あらゆる自然災害を迎え撃つ県土強靱化など、県民の命と暮らしを守るため、15か月型・県土強靱化予算の第2弾として編成したものであり、補正予算の規模といたしましては、3に記載のとおり、一般会計で160億8,526万6,000円、工業用水道事業会計を合わせた合計では164億1,874万6,000円となっております。

2 ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、（1）に記載のとおり、07の分担金及び負担金、09の国庫支出金、13の繰越金及び15の県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、02の総務費、03の民生費、04の衛

生費，06の農林水産業費，08の土木費及び10の教育費におきまして，補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては，3ページに記載のとおりであります。

なお，今回の補正予算案につきましては，迅速かつ円滑な事業実施により効果の早期発現を図る観点から，開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので，どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが，もう一度，提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして，御説明申し上げます。

第28号の条例改正につきましては，消費税率の引上げに伴い，県立西部防災館の使用料の額の適正化を図るものであります。

第29号の条例制定につきましては，工業標準化法の一部改正に伴い，関係条例について所要の整理を行うものであります。

第30号の条例改正につきましては，国家公務員について，超過勤務命令を行うことができる時間の上限を人事院規則で定める等の措置を講ずることとされたことに鑑み，本県の職員についても所要の措置を講ずるものであります。

第31号の条例改正につきましては，学校教育法の一部改正に伴い，所要の整理を行うものであります。

第32号の条例改正につきましては，文化財の保護に関する事務を教育委員会から知事に移管することに伴い，関係条例について所要の整備を行うものであります。

第33号の条例改正につきましては，市町村長との協議に基づき，知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の改正を行うものであります。

第34号の条例改正につきましては，消費税率の引上げに伴い，行政財産の使用料の額の適正化を図るものであります。

第35号の条例改正につきましては，控除対象特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地が変更されたことに伴い，所要の整理を行うものであります。

第36号の条例改正につきましては，消費税率の引上げに伴い，県民環境部関係の使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図るものであります。

第37号の条例改正につきましては，安心こども基金の設置期間を延長するものであります。

第38号の条例改正につきましては，消費税率の引上げに伴い，保健福祉部関係の手数料の額及び利用料金の額の適正化を図るものであります。

第39号の条例改正につきましては，毒物劇物取扱者試験及び一般用医薬品に係る登録販売者試験を関西広域連合で実施することとされたため，これらに係る手数料を廃止するとともに，介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を改めるものであります。

第40号の条例改正につきましては，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い，所要の整理を行うものであります。

第41号の条例改正につきましては，健康増進法の一部が改正されたことに鑑み，所要の整備を行うものであります。

第42号の条例改正につきましては，消費税率の引上げに伴い，商工労働観光部関係の使

用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図るものであります。

第43号の条例改正につきましては、農薬取締法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第44号の条例改正につきましては、家畜保健衛生所が実施する家畜診療業務について、他の家畜診療施設との均衡等を勘案し家畜去勢料等の限度額を改めるとともに、消費税率の引上げに伴い、家畜保健衛生所の使用料及び手数料の額の適正化を図るものであります。

第45号の条例改正につきましては、消費税率の引上げに伴い、農林水産部関係の使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図るものであります。

第46号の条例改正につきましては、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴い、裁定の審査に係る手数料等の額を定めるとともに、建築基準法の一部改正に伴い、許認可等の審査に係る手数料等の額を定める等の改正を行うものであります。

第47号の条例改正につきましては、消費税率の引上げに伴い、県土整備部関係の使用料等の額及び利用料金の額の適正化を図るものであります。

第48号の条例改正につきましては、消費税率の引上げに伴い、教育委員会関係の使用料の額及び利用料金の額の適正化を図るものであります。

第49号の条例改正につきましては、児童・生徒数の変動に伴い、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるとともに、県立城ノ内中等教育学校の設置に伴い、所要の改正を行うものであります。

第50号の条例改正につきましては、同じく、県立城ノ内中等教育学校の設置に伴い、中等教育学校の入学考査料等を定めるものであります。

第51号の条例改正につきましては、文化財保護法の一部が改正されたことに鑑み、県指定有形文化財を損壊した者等及び県指定史跡名勝天然記念物を滅失した者等に対する罰金の額を引き上げるものであります。

第52号の条例改正につきましては、他の都道府県との均衡を考慮し、死体処理手当の支給を受ける警察職員の区分を改めるものであります。

第53号の条例改正につきましては、消費税率の引上げに伴い、工業用水の料金の額の適正化を図るものであります。

第54号の条例改正につきましては、消費税率の引上げに伴い、駐車場の利用料金の額の適正化を図るとともに利便性向上のため、徳島県松茂駐車場における入車取扱時間を改めるものであります。

第55号の条例改正につきましては、診療体制の充実等に伴い、県立中央病院及び県立三好病院の診療科目について、所要の改正を行うとともに、消費税率の引上げに伴い、県立病院の使用料及び手数料の額の適正化を図るものであります。

第56号から第58号の受益市町負担金につきましては、地方財政法第27条第2項などの規定により、議決をお願いするものであります。

第59号の変更特定事業契約につきましては、徳島県警察駐在所整備等PFI事業に関し、工事内容の見直しなどから、契約金額について変更を行うものであります。

第60号及び第61号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものであります。

第62号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定により、平成31年度の包括外部監査を弁護士、堀井秀知氏に委託する契約について、議決をお願いするものであります。

第63号の事務の受託に関する協議につきましては、地方自治法第252条の14の規定により、関西広域連合の公平委員会の事務を受託することについて、議決をお願いするものであります。

第64号の事務の受託に関する協議につきましては、第63号と同様に、市町村の学校業務支援システムの共同化に関する事務を受託することについて、議決をお願いするものであります。

第65号及び第66号につきましては、先ほど御説明いたしました平成30年度2月補正予算案でございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては10件で、合計金額は234万2,960円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては13件で、合計金額は246万7,000円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案件6件、条例案件5件、その他議案1件、報告1件でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

平成31年度経営戦略部等主要施策の概要につきまして、御説明いたします。

1点目は、未来につなげる広報広聴の推進についてであります。

徳島の注目度をアップさせ、更なる徳島ファンを獲得するため、報道機関への広報活動をはじめ、新聞、テレビ、県ホームページやSNS等各種媒体の活用、時代に即した広報を進め、本県の魅力を国内外に発信してまいります。

2点目は、私立学校の振興についてであります。

家庭の経済状況にかかわらず、就学の機会を確保するため、私立高等学校等に対する授業料軽減補助や就学支援金、奨学のための給付金を支給するなどにより、私立学校の振興に努めてまいります。

3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてであります。本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をはじめとした職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてであります。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状態を生じさせないため、また病気休暇中

などの職員の円滑な職場復帰を図るため、メンタルヘルス相談、ストレスチェックなど、様々な事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5点目は、財政の健全性の確保についてであります。

平成31年度当初予算は骨格予算として編成しており、相次ぐ自然災害に即応するため、県土強靱化をはじめとした安全・安心対策を推進するとともに、経済・雇用対策、大胆素敵とくしまの実現といった、喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。

また、財政構造改革基本方針に基づき、歳入・歳出両面にわたる改革に取り組み、強靱でしなやかな財政基盤の確立に努めてまいります。

2ページをお願いいたします。

6点目は、官民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進についてであります。

PPP／PFI事業への県内企業の積極的参画を促進するため、県内の企業や県・市町村等で構成するプラットフォームを活用し、実務知識習得や企画・立案スキルの更なる向上を図ってまいります。

また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策をはじめとする「長く、賢く使う」最適化対策を推進してまいることとしており、万代庁舎においては空調設備の大規模改修を実施してまいります。

7点目は、県税収入の確保についてであります。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県と市町村の税務職員の相互併任等、市町村への各種支援策を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8点目は、行政情報化及び情報システム・ネットワークのセキュリティ対策強化の推進についてであります。

ICTを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報システム・ネットワークの安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取組を推進し、次世代「e-県庁」の実現に努めてまいります。

また、併せてサイバー攻撃等の外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

9点目は、効率的総務事務処理の推進についてであります。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行いたしますとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

10点目は、職員の職務執行の適正確保、情報公開制度・個人情報保護制度及び広聴事業の推進についてであります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。

さらに、県民の要望・意見等を的確に把握し、県施策に反映させるために県庁コールセンターの運営をはじめ、県庁ふれあいセンター「すだちくんテラス」を活用し、各部局と連携した効果的な県政情報の提供や若者の県政参加の促進に取り組むなど、県民広聴事業の一層の充実を図ってまいります。

3ページを御覧ください。

11点目は、本県ならではの事業評価、農林水産関係団体等への検査の実施についてであります。

政策推進に係る、県民目線からのチェック機能の強化を図るため、県政運営評価戦略会議の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体や社会福祉法人等の健全な運営を確保するための検査を実施してまいります。

12点目は、適切な公金管理についてであります。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適切な管理に努めるとともに、財務会計システムの安定運用と機能強化を図り、適正かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

13点目は、入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保についてであります。

入札制度の適正な運用を図り、談合等の不正行為を排除し、公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。

また、工事検査を適切に実施するとともに、検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に、4ページをお開きください。

平成31年度一般会計当初予算案につきましては、一番下の総計欄の左端でございますが、総額が1,156億1,294万3,000円となっております。

5ページを御覧ください。

平成31年度特別会計当初予算案につきましては、一番下の合計欄の左端でございますが、総額が1,459億989万3,000円となっております。

次に、6ページをお開きください。

課別主要事項について、御説明申し上げます。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報・広聴に必要な経費等を計上いたしております。

7ページを御覧ください。

総務課につきましては、文書管理事務経費や法令審査に要する経費、私立学校の振興に資するための経費等を計上いたしております。

8ページをお開きください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページをお開きください。

財政課につきましては、10ページから11ページにかけて記載しておりますが、一般会計

において、各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

12ページをお願いいたします。

管財課につきましては、12ページから13ページに記載いたしておりますが、一般会計において県有財産管理費、万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

14ページをお開きください。

税務課につきましては、14ページから18ページに記載しておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、16ページの特別会計で証紙収入特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

17ページに、県税等の収入見込額につきまして記載しておりますが、その内訳につきましては、次の18ページに詳細を記載しております。

19ページを御覧ください。

電子行政推進課につきましては、「e-県庁」推進に要する経費等を計上いたしております。

20ページをお開きください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費や「すだちくんテラス」を活用した事業に要する経費等を計上いたしております。

22ページをお開きください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費や農林水産団体等の検査事務に要する経費等を計上いたしております。

23ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また特別会計で証紙収入特別会計を、記載のとおり計上いたしております。

24ページをお開きください。

出納局公共入札検査課につきましては、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

25ページを御覧ください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を、記載のとおり計上いたしております。

続きまして、26ページをお開きください。

債務負担行為についてでございます。

表の1行目、財政課につきましては、共同発行市場公募地方債を本県を含め36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき、相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、税務課は自動車税納税通知書等作成業務委託契約、電子行政推進課は庁内クラウ

ド再構築等事業業務委託契約につきまして、限度額の設定をお願いするものでございます。

27ページから28ページにかけては、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、29ページから32ページに条例案5件、その他議案1件を記載しておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

33ページを御覧ください。

専決処分報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり2件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、阿南市在住の方と賠償金額23万9,000円で和解したものでございます。

その内容は、平成30年3月19日に県有車両が、用務先駐車場内にてバックした際、駐車中の相手方車両に接触したものでございます。

2件目が、鳴門市在住の方と賠償金額15万4,567円で和解したものでございます。

その内容は、平成30年5月8日に県有車両が、職場敷地内にてバックした際、駐車中の相手方車両に接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底につきましては、職員研修や各種会議における注意喚起を随時実施しており、今週は全庁掲示板において、積雪や路面凍結時の運転について注意喚起を行ったところであります。今後も事故防止に向け、徹底して取り組んでまいります。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

平成30年度2月補正予算案でございます。

1ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が567億8,500万円、補正後の限度額が647億5,800万円であり、79億7,300万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点、御報告を申し上げます。

お手元の資料1を御覧ください。

行政連携団体の地方創生・経営健全化指針（案）についてでございます。

行政連携団体の経営健全化につきましては、平成16年度以降、3期にわたる取組によりまして大幅な経営改善が図られたところであり、平成28年度からは県が策定いたしました、行政連携団体の地方創生・経営健全化指針に基づき、各団体においては、地方創生・経営健全化計画を策定し、引き続き不断の効率化・経営健全化に取り組むとともに、公共性と企業性を併せ持つ行政連携団体の機動性を生かし、地方創生に向けた取組を推進しているところでございます。

県の指針の期間が今年度までとなっていることから、引き続き各団体には、地方創生の推進、更なる連携推進、不断の経営改善を柱とし、平成31年度からの4年間を計画期間とする地方創生・経営健全化計画の策定を要請したいと考えております。

なお、事業分野におきましては、SDGsの観点を加えた数値目標を設定し取組を推進の上、自己点検していただくとともに、県においても各団体の事業運営や経営状況を把握・評価し、毎年度、第三者機関を活用した進捗状況の確認を行ってまいりたいと考えております。

以上で、経営戦略部関係の報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時54分）